

## 令和元年9月清須市議会定例会会議録

令和元年9月2日、令和元年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

### 1. 開会時間

午前 9時30分

### 2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

### 3. 欠席議員

なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫				
副市	長	葛谷賢二				
教	育	長	齊藤孝法			
代	表	監	査	委	員	黒川了一
企	画	部	長	宮崎稔		

総務部長	平子幸夫
市民環境部長	栗本和宜
健康福祉部長	河口直彦
建設部長	永渕貴徳
会計管理者	吉田敬
教育部長	加藤秀樹
監査委員事務局長	三輪晃司
総務部次長兼防災行政課長	丹羽久登
市民環境部次長兼産業課長	石田隆
健康福祉部次長兼子育て支援課長	加藤久喜
健康福祉部次長兼健康推進課長	佐古智代
総務部参事	山下雅也
建設部参事	横井仁一
建設部参事	鈴木貴博
人事秘書課長	舟橋監司
企画政策課長	後藤邦夫
財政課長	岩田喜一
税務課長	渡辺由利子
収納課長	三輪好邦
市民課長	伊藤嘉規
保険年金課長	篠田敬幸
生活環境課長	島津行康
西枇杷島市民サービスセンター所長	北神聖久
清洲市民サービスセンター所長	葛山悟
春日市民サービスセンター所長	日比野鋭治
社会福祉課長	鹿島康浩
高齢福祉課長	古川伊都子
土木課長	飯田英晴
都市計画課長	長谷川久高

上 下 水 道 課 長	菅 野 淳
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	楢 本 雄 介
学 校 教 育 課 長	石 黒 直 人
生 涯 学 習 課 長	近 藤 修 好
ス ポ ー ツ 課 長	浅 野 英 樹
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	浅 田 克 幸
議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 課 長 補 佐	川 村 幸 一

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 同意第 2 号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 5 同意第 3 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 認定第 1 号 平成30年度清須市一般会計決算認定について
- 日程第 7 認定第 2 号 平成30年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 8 認定第 3 号 平成30年度清須市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 9 認定第 4 号 平成30年度清須市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第 5 号 平成30年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第11 認定第 6 号 平成30年度清須市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第12 議案第42号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案
- 日程第13 議案第43号 清須市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案

- 日程第 1 4 議案第 4 4 号 清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 4 5 号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 4 6 号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 4 7 号 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 4 8 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 9 議案第 4 9 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 0 議案第 5 0 号 清須市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 1 議案第 5 1 号 清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 2 議案第 5 2 号 清須市下水道条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 3 議案第 5 3 号 清須市立幼稚園授業料等条例を廃止する条例案
- 日程第 2 4 議案第 5 4 号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 2 5 議案第 5 5 号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 2 6 議案第 5 6 号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 2 7 議案第 5 7 号 令和元年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 2 8 報告第 4 号 平成 3 0 年度清須市決算の健全化判断比率等について
- 日程第 2 9 報告第 5 号 尾張土地開発公社平成 3 0 年度決算に関する書類について
- 日程第 3 0 発議第 2 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

（ 傍聴者 2 名 ）

( 時に午前 9時30分 開会 )

議長 (久野 茂君)

おはようございます。

定刻になりましたので、令和元年9月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人でございます。

なお、岡山議員より、中途退席の申し出がありましたので、報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、4番下堂菌議員、5番浅野議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの25日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 (久野 茂君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの25日間に決定いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

この議員活動状況報告書の中で主なものにつきましては、7月12日に豊山町で西春日井市町議長会が開催され、令和元年度から愛知県後期高齢者医療広域連合議会への西春日井地区議員派遣につきましては、豊山町より派遣することが決定いたしましたので、ご報告いたします。また、8月7日にみよし市において尾三11市議会議長協議会が開催され、正・副議長が出席いたしました。それぞれの資料につきましては、事務局に保管してありますので、お願いいたします。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年5月分から7月分までの例月出納検査の結果について及び同法第199条第9項の規定により、財政援助団体の監査結果報告が議長あてに提出されておりますので、受理したことを報告いたします。朗読は省略いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第4、同意第2号から日程第29、報告第5号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けます。

日程第4、同意第2号及び日程第5、同意第3号については人事案件でございますので、委員会付託及び質疑・討論を省略し、本日採決したいと思います。

次に、日程第6、認定第1号から日程第11、認定第6号までの認定案件については、代表監査委員から監査結果及び所見の報告を受けた後、担当部長より内容の説明を受けたいと思います。

次に、日程第12、議案第42号から日程第27、議案第57号までの16議案については、担当部長から内容の説明を受けたいと思います。

次に、日程第28、報告第4号及び日程第29、報告第5号につきましては、報告案件ですので、委員会付託を省略し、担当部長から内容の説明を受けた後、本日、質疑を受けます。

次に、日程第30、発議第2号の意見書案については、提出者から提案内容の説明を受けたいと思います。

なお、日程第6、認定第1号から認定第27、議案第57号までの22案件及び日程第30、発議第2号については、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は9月4日正午までに発言通告書を提出していただき、9月9日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

以上のような進め方でございますが、これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議 長 (久野 茂君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

それでは、日程第4、同意第2号 教育委員会教育長の任命についてから日程第29、報告第5号 尾張土地開発公社平成30年度決算に関する書類についてまでを一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

おはようございます。

今日は、令和元年9月清須市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にもかかわらず、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、同意2件、平成30年度清須市一般会計等の決算認定が6件、新規条例案が1件、一部改正条例案が10件、廃止条例案が1件、令和元年度一般会計等の補正予算案が4件、平成30年度清須市決算の健全化判断比率等などの報告が2件でございます。同意2件及び報告2件につきましては、本日、ご審議とご議決を賜りたいと存じます。

よろしく願いを申し上げます。

それでは、各案件について、順次、提案理由を説明いたします。

同意第2号 教育委員会教育長の任命につきましては、齊藤孝法氏を任期満了により再び任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

齊藤孝法氏の経歴は、ご配付いたしました同意案の裏面に記載をいたしました。ご賛同を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

同意第3号 教育委員会委員の任命につきましては、高山智司さんを任期満了により再び任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

高山智司さんの経歴は、ご配付いたしました同意案の裏面に記載をいたしました。ご賛同を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

認定第1号 平成30年度清須市一般会計決算認定につきまして、決算の内容をご説明申し上げます。

平成30年度予算に計上いたしました事業は、議員各位を始め、市民の皆様のご協力をいただき、当初の目的を達成することができました。また、監査委員の決算審査も無事に終了をいたしました。深く感謝を申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入総額265億9千900万9千389円、歳出総額253億8千

502万818円、実質収支額は7億5千972万円でありました。

歳入の根幹であります市税は123億3千625万4千88円であり、予算額を上回ることができました。納税者各位のご理解のたまものと深くお礼申し上げます。

地方交付税につきましては、普通交付税で18億7千114万6千円、特別交付税で2億5千908万5千円を確保することができました。

市債につきましては、臨時財政対策債7億円のほか、小学校整備事業債や中学校整備事業債などにより、合計で19億6千610万円を借り入れました。

歳出の主な内容を申し上げます。

まず、安全・安心の確保に向けて、学校施設長寿命化計画に基づく小中学校校舎の改修を実施したほか、近年の市内における犯罪件数の増加を受けて、見守りカメラ設置に対する補助の対象件数を倍増するなど、地域の犯罪抑止力の向上を図りました。

また、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえて、放課後子ども教室が未実施であった清洲東小学校、星の宮小学校及び桃栄小学校を整備し、この4月から市内全ての小学校で放課後子ども教室事業を実施するなど、次世代を担う児童の健全育成や子育て環境のより一層の充実を図りました。

さらに、喫緊の課題でありました斎苑整備に着手するとともに、周辺環境改善事業についても建設地区周辺の皆様のご協力を賜りながら実施するなど、便利で快適に暮らせるまちづくりの充実を図りました。

このほか、市発展の基礎となる下水道整備事業や土地区画整理事業などの都市インフラ基盤の整備につきましても、限られた予算の中、予定どおり進めることができました。

今後もさまざまな行政ニーズへの対応が求められる一方で、社会保障関係費を始めとする義務的経費の増加などにより、厳しい行財政運営が続くことが予想されます。議員各位を始め、関係各位のご理解とご支援を賜りつつ、努力をしまいる所存でございます。

認定第2号 平成30年度清須市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、決算の内容を説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額61億6千436万2千8円、歳出総額60億7千486万975円、実質収支額8千950万1千円でありました。

歳入のうち国民健康保険税は、13億3千816万9千6円を確保し、国保制度改正による財政の県単位化の初年度として、適正な財政運営を行うことができました。引き続き、特定健康診



査・特定保健指導などの疾病予防を実施するなど、国民健康保険特別会計の健全性の確保に努めてまいります。

認定第3号 平成30年度清須市介護保険特別会計決算認定につきましては、介護保険特別会計の決算額は、歳入総額44億8千217万2千900円、歳出総額43億8千136万8千374円、実質収支額1億80万4千円でありました。

サービス利用者の増加等により保険給付費は増加しております。介護が必要な状態になっても自宅や介護保険施設で安心して暮らすことができ、家族の介護負担を軽減することができるよう、保険制度の趣旨に添い、健全な運営に努めてまいります。

認定第4号 平成30年度清須市下水道事業特別会計決算認定につきまして、決算の内容を説明いたします。

下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額23億3千753万9千463円、歳出総額22億2千448万669円、実質収支額1億505万8千円でありました。

汚水整備事業については、公共下水道事業基本計画に基づき実施設計を進めるとともに、春日上川畑、春日堀田地区などで汚水管渠布設工事を実施しました。また、県が実施主体となる新川西部浄化センター建設及び幹線管渠布設工事については、所要の負担金を県に支出し、流域関連公共下水道事業を進めました。

雨水整備事業については、下水道ストックマネジメント計画に基づき、堀江ポンプ場及び豊田川ポンプ場の長寿命化計画を進めました。

なお、本特別会計は令和元年度から地方公営企業法を適用し公営企業会計化したため、平成31年3月末日をもって打ち切り決算を行っているところでございます。

認定第5号 平成30年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定につきましては、後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額14億9千339万830円、歳出総額14億6千102万5千657円、実質収支額3千236万5千円でありました。

歳入のうち、後期高齢者医療保険料は7億1千994万2千800円で行いました。医療制度の趣旨に添い、高齢期における医療の確保を図るため、広域連合により、適切な医療費の給付を行い、今後も保健の向上及び高齢者の福祉の推進に努めてまいります。

認定第6号 平成30年度清須市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につきましては、収入では、給水収益や受託工事収益などの収益的収入が2億3千813万4千759円、給配水工事負担金などの資本的収入が2千952万4千699円でありました。

支出では、原水及び浄水費などの収益的支出は2億1千357万6千74円、配水設備工事費などの資本的支出は1億3千395万2千208円でありました。

議案第42号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い創設される会計年度任用職員の給与等に関する事項を定めるためのものでございます。

議案第43号 清須市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備するための一部改正でございます。

議案第44号 清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、規定を整備するための一部改正でございます。

議案第45号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の一部改正に伴い、規定を整理するための一部改正でございます。

議案第46号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案につきましては、住民基本台帳法施行令の一部改正に鑑み、印鑑登録証明書の記載事項に係る規定の整備等を行うための一部改正でございます。

議案第47号 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の償還等に係る規定を整理するための一部改正でございます。

議案第48号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上の小学校就学前子どもであつて、家庭において必要な保育を受けることが困難であるものに関する副食の提供に要する費用の取り扱いの変更等に関し必要な事項を定めるための一部改正でございます。

議案第49号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、規定を整理するための一部改正でございます。

議案第50号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修に指定都市の長が実施する研修を加え、資格要件を拡大するための一部改正でございます。

議案第51号 清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、水道法の一部改正による指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入に伴い、指定給水装置工事事業者更新手数料を定めるための一部改正でございます。

議案第52号 清須市下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、愛知県下水道協会が排水設備工事責任技術者の登録業務を統一して実施することに伴い、規定を整備するための一部改正でございます。

議案第53号 清須市立幼稚園授業料等条例を廃止する条例案につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正による子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化に伴い、市立幼稚園の授業料等に係る条例を廃止するものでございます。

議案第54号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第4号）案につきましては、提案内容を説明いたします。

幼児教育・保育無償化に伴い、認可外保育施設等の利用者に対し施設等利用費を支給するとともに、子育て支援の重要な拠点である母子通園施設の利用料を無償化するなど、所要の経費を計上することといたしました。

また、普通交付税、決算剰余金、特別会計繰入金などの財源をもとに、今後の財政需要を考慮し必要な基金に積み立てることといたしました。

補正額は5億8千33万2千円を追加し、予算の総額は269億6千161万6千円となります。

議案第55号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、前年度決算に伴う精算措置について所要の補正を行うことといたしました。

補正額は6千950万1千円を追加し、予算の総額は60億251万1千円となります。

議案第56号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案につきましては、前年度決算に伴う精算措置について所要の補正を行うことといたしました。

補正額は1億80万3千円を追加し、予算の総額は47億7千227万9千円となります。

議案第57号 令和元年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につきましては、前年度決算に伴う精算を措置するとともに、本年度の負担金の額の決定に係る所要の補正を

行うことといたしました。

補正額は3千236万4千円を追加し、予算の総額は15億2千435万7千円となります。

報告第4号 平成30年度清須市決算の健全化判断比率等につきまして、内容を説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成30年度清須市決算の健全化判断比率及び資金不足比率に監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

本市における一般会計等の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標によって判断される健全化判断比率と水道事業会計等の資金不足比率は、いずれも早期の健全化が求められる基準を下回っております。

報告第5号 尾張土地開発公社平成30年度決算に関する書類につきまして、内容を説明いたします。

地方自治法の規定により、尾張土地開発公社の経営状況について議会に報告するものでございます。

収益的収入は4億4千995万495円、収益的支出は4億4千751万9千168円、資本的収入及び資本的支出はともに7億2千646万500円でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当者から説明させますので、十分にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（久野 茂君）

ここで、同意第2号の該当者が議場にみえますので、齊藤教育長の退室を命じます。

< 齊藤教育長・退室 >

議 長（久野 茂君）

ただいま提案説明のありました日程第4、同意第2号 教育委員会教育長の任命について採決に入ります。

賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議 長（久野 茂君）

ありがとうございます。起立全員であります。

よって、本案は原案どおり任命同意することに決定いたしました。

ここで、齊藤教育長の入室を許可します。

< 齊藤教育長・退室 >

議 長（久野 茂君）

それでは、再任された齊藤教育長より挨拶をお願いいたします。挨拶は発言席をお願いいたします。

教育長（齊藤 孝法君）

ただいまは任命に同意をしていただきましてまことにありがとうございます。

私は、子どもたちが命を大切にすること、他人を思いやる心を身につけること、この清須市に誇りを持って住める住民になること、そういうようなことを育てていきたいなというふうに思っています。そして、来年度から本格導入される小学校での外国語活動やプログラミング教育を含む新学習指導要領の趣旨に沿って、主体的で対話的で深い学びを実現し、確かな学力を身につけさせたいと思っています。議会の皆様におかれましては、これまで以上にご支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

議 長（久野 茂君）

次に、日程第5、同意第3号 教育委員会委員の任命について採決に入ります。

賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり任命同意することに決定いたしました。

次に、黒川代表監査委員より、認定第1号から認定第6号までの決算認定に係る監査結果及び所見についての報告を求めます。報告は発言席をお願いいたします。

黒川代表監査委員。

代表監査委員（黒川 了一君）

ただいま議長より指名のありました代表監査委員の黒川了一であります。

先般、地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項の規定及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、市長より審査に付されました平成30年度清須市一般会計、特別会計歳入歳出決算、基金運用状況及び水道事業会計決算の審査結果につきまして、監査委員を代

表して意見を述べさせていただきます。

決算審査における総括的な意見を記載しております清須市決算審査意見書に沿って意見を申し上げます。

去る6月1日から8月13日まで、平成30年度水道事業会計決算、7月1日から8月13日まで、平成30年度清須市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び各基金運用状況を岡山克彦監査委員とともに審査いたしました。

初めに、平成30年度清須市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見についてであります。

1 ページ下段をごらんください。

第4、審査の結果につきましては、平成30年度の清須市一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算及び基金の運用は、いずれも適正でありました。

2 ページをごらんください。

平成30年度清須市一般会計及び特別会計を合わせた歳入決算総額は約410億7千647万円、歳出決算総額は約395億2千676万円、歳入歳出差引額約15億4千972万円でありました。前年度に比べ歳入は約3億5千127万円の減少、歳出は約2億6千75万円の減少となっています。また、実質収支額は、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源約4億6千227万円を控除して約10億8千745万円となっており、前年度に比べ約2億6千132万円減少しております。

3 ページをごらんください。

財政分析についてであります。

主要な財政分析指標は、財政力指数0.89、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は86.0%で、前年度に比べ0.9ポイント上昇しています。実質収支比率は4.8%、次ページの自主財源比率は61.1%となっています。

下段にあります将来にわたる財政負担の地方債につきましては、平成30年度に臨時財政対策債など25億1千90万円を借り入れ、元金約19億3千590万円を償還し、平成30年度末現在高は約307億3千90万円であります。

5 ページをごらんください。

一般会計の総括であります。

歳入決算額は約265億9千901万円、歳出決算額は約253億8千502万円で、前年度に比べ歳入は約14億9千83万円、歳出は約13億5千616万円増加しています。また、実質収支額は、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源約4億5千427万円を控除して約7億5千972万円となっています。前年度に比べ約5千36万円減少しています。

次に6ページをごらんください。

歳入の款別の決算状況であります。

予算現額に対する収入率は96.2%、調定額に対する収入率は93.8%でありました。

次に、7ページをごらんください。

歳入決算額は、前年度に比べ約14億9千83万円の増加となっています。

款別の構成比では、市税が46.4%、国庫支出金が11.9%、地方交付税が8.0%となっています。

また、前年度と比較し増加している主なものは、繰入金、繰越金及び市債などであります。一方、減少している主なものは、地方交付税、財産収入及び株式等譲渡所得割交付金などであります。

8ページをお願いします。

市税を始めとする自主財源は約162億5千101万円で、前年度に比べ約11億5千513万円増加しています。自主財源は、前年度に比べ7.7%増加しています。自主財源のうち市税が46.4%を占めています。

9ページをごらんください。

歳出決算額は約253億8千502万円、予算現額は約276億5千458万円で、執行率は91.8%となり、翌年度繰越額を差し引いた不用額は約5億7千508万円となっています。

また、各節の主な不用額と理由につきましては、45ページから48ページに記載しております。

10ページをごらんください。

歳出決算額は前年度に比べ約13億5千616万円増加しており、款別の構成比を見ると民生費が37.1%と最も高く、次いで教育費14.7%、土木費12.5%となっています。また、前年度と比べ額が増加したものは、教育費や総務費などであります。一方、減少したものは、消防費などであります。

次に、11ページをごらんください。

性質別経費の構成比率については、義務的経費39.2%、投資的経費14.0%、その他の経費が46.8%で、このうち物件費が20.8%を占めています。前年度と比較すると積立金や普通建設事業費などの額が増加する一方、繰出金、公債費は減少しています。

特別会計の状況につきましては、32ページから国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計ごとに歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額等について記載してあります。

40ページからは公有財産、有価証券などの財産について、決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高等について記載してあります。

42ページをごらんください。

基金の運用状況についてであります。

決算年度中の増減高につきましては、積立額は約11億808万円、取り崩し額は約8億9千151万円で、決算年度末現在高は約67億7千241万円となっており、前年度末現在高に比べ約2億1千657万円増加しています。

次ページに、まとめとして記載しております。

我が国の景気は輸出を中心に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあり、今後は緩やかに回復していくものと期待しておりますが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

本市におきましては、合併特例措置の通減や廃止等大幅な収入が見込めない中、近年頻発する自然災害の備え、高齢化の進展等による社会保障関係費用の増加、施策事業の推進や公共施設等の総合的かつ計画的な管理推進などの費用の増加など本市には多くの課題があり、経費の財源不足を基金の取り崩しや地方債に頼らざるを得ない状況が続くと考えられます。また、公債費や維持管理費といった将来の財政負担への対応などますます厳しさが増すことが予測されるため、積極的な財源確保に努め、今後も効率的、計画的な財政運営が望まれるところであります。

歳入の根幹をなす市税につきましては、収納努力された結果、収納率は前年度を若干上回り、収入未済額、不納欠損額ともに前年度を下回る結果になってはいますが、収入未済額は依然として多額であることから、税の公正性、公平性及び行政に対する信頼性の観点からも、滞納発生の防止、計画的な徴収対策を行い収納率の向上を図られたい。

時間外勤務につきましては、前年度に比べ特定の職員の偏重した時間外勤務は是正されつつありますが、時間外勤務全体の総時間数の圧縮には至っていません。引き続き、人事管理及び健康



管理の両面から時間外勤務の圧縮に取り組み、職員の健康や士気を確保する観点から、時間外勤務が多い部署や職員、時期等についてその要因を的確に把握し、縮減方策を講じ効率的な行政サービスを実施するとともに経費の削減に努めてください。

昨年度は、雨水排水対策、子育て環境や学校施設の整備を推進され、都市基盤整備も着実に進められています。今後とも「第2次総合計画」で掲げる「水と歴史に織りなされた安心・快適で元気な都市」を目指して着実な推進実現を期待するものであります。

次に、水道事業会計決算審査についてであります。

49ページ中段をごらんください。

第4、審査の結果につきましては、決算書類及び決算附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、経営成績及び財政状況を適正に表示していると認められました。

初めに業務実績であります。平成31年3月31日現在の給水人口は8千83人で、給水区域年度末人口に対する普及率は99.8%となっています。

50ページをごらんください。

次に、予算の執行状況であります。

収益的収入の水道事業収益決算額は約2億3千813万円で、予算額に対し96.2%の収入率でした。また、収益的支出の水道事業費用決算額は約2億1千358万円で、予算額に対し95.2%の執行率でありました。

資本的収入決算額は約2千952万円、資本的支出決算額は約1億3千395万円で、資本的支出額の不足額約1億443万円は過年度分消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金より補填されています。

次に、52ページをごらんください。

経営収支の状況についてであります。

本年度の経営収支は、総収益約2億2千216万円から総費用約2億120万円を差し引いた額約2千96万円の純利益となっています。

なお、詳細につきましては、56ページの資料1 損益計算書構成比率表のとおりであります。

次に、54ページをごらんください。

4の財政状況についてであります。

資産は約15億9千764万円で、流動資産のうち未収金は約2千982万円となっています。

次に、負債・資本についてであります。

負債・資本の構成比は、負債が40.5%、資本が59.5%となっています。

なお、詳細につきましては、58ページ以降の資料2 貸借対照表構成比率表のとおりであります。

以上が、平成30年度水道事業会計決算書類及び附属書類を審査した結果の概要であります。

利用者の節水意識の高まりや節水機器の普及、地下水等の利用により、給水収益の大幅な伸びは期待できない状況にあります。その一方で、配水管等水道施設の老朽化、耐震化への対応に多額の資金が必要となります。今後の事業経営にあたりましては、水道料金の収納確保、効率的な事業の推進による費用の削減などのさらなる取り組みが望まれます。また、市域における水道事業の一本化に向けた協議を進めるとともに、より一層の安心安全な水の安定供給に努められることを期待するものであります。

以上をもちまして、平成30年度清須市一般会計・特別会計及び水道事業会計の決算審査の意見といたします。

議長（久野 茂君）

監査結果及び所見の報告が終わりましたので、ここで代表監査委員の退席を許可いたします。

< 黒川監査委員・退席 >

議長（久野 茂君）

日程第6、認定第1号 平成30年度清須市一般会計決算認定について、総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。よろしくお願いたします。

それでは、令和元年9月清須市議会定例会提出案件の1ページをお願いいたします。

認定第1号 平成30年度清須市一般会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度清須市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年年9月2日提出

清須市長 永田純夫

それでは、別冊、清須市歳入歳出決算書の2ページをお願いいたします。

主な内容をご説明いたします。

歳入では、第1款市税は、予算現額119億7千21万6千円に対し収入済額は123億3千625万4千888円で、予算現額を3億6千603万8千888円上回りました。不納欠損額は6千690万9千291円でした。

第2款地方譲与税から第10款交通安全対策特別交付金のうち第6款地方消費税交付税では12億5千8万円、また、第9款地方交付税は21億3千23万1千円であり、うち地方交付税が18億7千114万6千円でした。

第11款分担金及び負担金は、保育料3億4千224万1千220円や斎苑施設周辺環境改善費負担金1億34万4千960円などにより、収入済額は4億5千64万8千820円でした。

第12款使用料及び手数料は、清洲城天主閣入場料1千643万1千880円、道路占用料4千881万9千688円や幼稚園使用料965万3千500円、清掃手数料1億2千703万5千670円などにより収入済額は2億7千245万3千547円でした。

4ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金は、児童福祉費負担金10億5千378万5千108円や生活保護費負担金6億9千312万1千418円を始め各種補助金などにより、収入済額は31億6千86万9千982円でした。

第14款県支出金は、障害者総合支援給付費負担金など社会福祉費負担金5億4千222万678円を始め福祉医療費支給事業補助金1億9千220万7千円を始め各種補助金などにより、収入済額は13億4千745万6千40円でした。

第15款財産収入は、土地建物貸付収入3千151万226円や不動産売払収入4千104万190円などにより、収入済額は7千434万8千707円でした。

第16款寄附金の収入済額は、ふるさと寄附金5千416万円などにより、5千504万9千844円でした。

第17款繰入金は、国民健康保険特別会計を始めとする特別会計繰入金4億23万296円、基金繰入金8億4千67万2千円により、収入済額12億4千90万2千296円でした。

第18款繰越金は、10億7千932万659円でした。

第19款諸収入は、学校給食費などにより7億4千202万7千406円でした。

第20款市債は、道路等整備事業債を始め小学校整備事業債や臨時財政対策債などにより19億6千610万円を借り入れました。

歳入合計で265億9千900万9千389円の収入済額となりました。

続いて、歳出でございます。

6ページをお願いいたします。

第1款議会費は、議会運営や議事堂整備費など、支出額は2億9千376万7千191円でした。

第2款総務費は、基金管理費10億7千129万8千291円を始め財産管理費、コミュニティバス運行費、電算管理費、愛知県知事選挙費、市議会議員選挙費などにより、支出済額は30億9千203万7千799円でした。

第3款民生費は、障害者・高齢者福祉費や子ども医療支給費など福祉医療費など社会福祉費48億9千42万4千682円、子ども・子育て支援費、児童手当費、保育園を管理・運営するための保育所費など、子どもが健やかに育つ環境づくりのための児童福祉費35億3千785万3千403円、生活保護費9億6千386万6千380円などにより、支出済額は93億9千221万6千473円でした。そのうち国民健康保険特別会計を始めとする特別会計繰出金は20億4千823万1千452円でした。

第4款衛生費は、予防接種費を始め成人保健費、母子保健費などの予防費3億5千971万4千649円を始め、ごみ収集処理などの清掃費15億279万1千553円などにより、支出済額は25億1千638万4千770円でした。

第5款労働費は、労働者金融対策費により、支出済額は200万円でした。

第6款農林水産業費は、農業委員会費を始め農業振興対策費、土地改良費などにより、支出済額は2億6千172万125円でした。

第7款商工費は、中小企業金融対策費やまつり事業費補助金を含む観光振興費などにより、支出済額は2億8千754万3千299円でした。

第8款土木費は、道路の改良、橋梁の改良を始めとする道路橋梁費5億8千626万8千144円や公園管理及び土地区画整理事業など都市計画費24億5千160万5千520円などにより、支出済額は31億8千161万3千555円でした。そのうち下水道事業特別会計への繰出金は9億3千937万円でした。

続いて、8ページをお願いいたします。

第9款消防費は、常備・非常時消防費を始め防災対策費などで、支出済額は8億5千106万9千541円でした。

第10款教育費は、校舎の長寿命化改修を始め小中学校費、幼稚園費、社会教育費などにより、支出済額は37億4千312万6千959円でした。

第11款公債費の支出済額は17億6千354万1千106円でした。なお、年度末の地方債残高は181億3千229万247円で、そのうち合併特例債は53億9千549万8千151円でした。

歳出合計で253億8千502万818円の支出済額となり、歳入歳出差引額12億1千398万8千571円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額7億5千972万円となりました。

一般会計の決算状況は以上でございます。

よろしく願いいたします。

議長（久野 茂君）

日程第7、認定第2号 平成30年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について及び日程第10、認定第5号 平成30年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定についての2議案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 >

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。

提出案件の2ページをお願いいたします。

認定第2号 平成30年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度清須市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

では、別冊の平成30年度清須市歳入歳出決算書の100、101ページをお願いいたします。決算の主な内容について説明をいたします。

歳入につきましては、第1款国民健康保険税の収入済額は13億3千816万9千6円ございました。現年度課税分の徴収率は93.29%で、前年と比較し0.28%向上し、さらに滞納繰越分の徴収率は26.31%で、前年と比較し9.16%向上いたしました。

その結果、不納欠損額は4千871万1千630円、収入未済額は2億8千891万5千828円で、いずれも前年から減少する結果となりました。

第2款国庫支出金の収入済額は0円で、第3款療養給付費交付金の収入済額は過年度分のみで377万2千837円でした。これは平成30年度より医療費に関する国交付金及び療養給付費交付金の申請を保険者である愛知県が申請を行うことになったため、過年度分が発生した場合のみ市が国等に申請を行い交付されるもので、前年と比べ大きく減少しているものがございます。

第4款県支出金は保険給付費等交付金の方で、収入済額は37億8千218万9千796円で、国庫支出金と同じく、平成30年度より医療費等に関する国交付金等の申請は、保険者である愛知県が申請を行い、保険給付費等交付金として市に交付されることとなったため、金額が前年度と比べ大きく増加しております。

第6款繰入金の収入済額は6億8千755万9千644円でした。

第7款繰越金の収入済額は3億2千873万4千40円。

第8款諸収入につきましては雑入等で、収入済額は2千393万6千681円となり、歳入の合計は61億6千436万2千8円でした。

102、103ページをお願いいたします。

歳出の主な内容を説明いたします。

第1款総務費は、総務管理費、運営協議会費などにより、支出済額は6千369万17円でした。

第2款保険給付費につきましては、療養諸費及び高額療養費のいわゆる医療費分や出産育児一時金などで、支出済額は37億6千876万6千297円でした。

第3款国民健康保険事業費納付金の支出済額は18億7千854万2千518円、第6款保健事業費は、特定健康診査等事業費及び保健事業費で、支出済額は4千692万8千58円でした。

第8款諸支出金は、償還金及び還付加算金、繰出金の方で、支出済額は3億1千693万4千81円となり、歳出の合計は60億7千486万975円でした。

105ページをお願いいたします。

歳入歳出の差引残額は8千950万1千33円です。

以上で、国民健康保険特別会計の決算についての説明を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について説明いたします。

提出案件の5ページをお願いいたします。

認定第5号 平成30年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度清須市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

では、別冊の平成30年度清須市歳入歳出決算書の166、167ページをお願いいたします。決算の主な内容について説明いたします。

歳入につきましては、第1款後期高齢者医療保険料の収入済額は7億1千994万2千800円でした。現年度課税分の徴収率は99.52%で、前年度と比較し0.04%減少しましたが、滞納繰越分の徴収率は34.39%で、前年度と比較し5.68%向上いたしました。その結果、不納欠損額は159万6千700円、収入未済額は538万4千100円となり、いずれも前年から減少する結果となりました。

第2款国庫支出金の収入済額は239万7千円でした。第3款繰入金是一般会計からによるもので、収入済額は6億9千708万9千808円、第4款繰越金の収入済額は4千782万3千320円、第5款諸収入の収入済額は過年度療養給付費負担金の精算等によるもので、2千613万7千902円となり、歳入の合計は14億9千339万830円でした。

168、169ページをお願いいたします。

歳出の主な内容を説明いたします。

第1款総務費は総務管理費と徴収費の分で、支出済額は1千621万5千598円、第2款後期高齢者医療広域連合納付金は後期高齢者医療保険料等負担金、療養給付費負担金及び広域連合事務費負担金の分で、支出済額は13億7千600万4千37円でした。

第3款諸支出金の支出済額は6千880万6千22円となり、歳出の合計は14億6千102万5千657円でした。歳入歳出の差引残額は3千236万5千173円です。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、日程第8、認定第3号 平成30年度清須市介護保険特別会計決算認定について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

河口健康福祉部長。

< 健康福祉部長（河口 直彦君）登壇 >

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口でございます。よろしくお願いいたします。

提出案件の3ページをお願いします。

認定第3号 平成30年度清須市介護保険特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度清須市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

それでは、別冊の平成30年度清須市歳入歳出決算書の128、129ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

第1款介護保険料は第1号被保険者の保険料で、収入済額10億4千314万8千749円、不納欠損額1千210万7千862円、収入未済額は2千140万1千651円でございます。

第2款使用料及び手数料は、指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料で収入済額3万円。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は国の介護給付費負担金で、収入済額7億2千525万5千857円、第2項国庫補助金は国からの調整交付金、地域支援事業交付金、介護保険事業費補助金で、収入済額は1億7千247万8千30円でございます。

第4款支払基金交付金は、収入済額11億2千550万5千761円で、第2号被保険者の保険料であり、介護給付費交付金でございます。

第5款県支出金は第1項県負担金、県の介護給付費負担金の分で、収入済額6億85万1千415円、第2項県補助金は地域支援事業交付金で、収入済額2千750万1千791円でございます。

第6款財産収入は準備基金の預金利子で、6万9千290円。

第7款繰入金は、第1項他会計繰入金及び第2項基金繰入金で7億1千441万7千円ござ



いました。

第8款繰越金は前年度繰越金で7千6万6千609円。

第9款諸収入は雑入などで、収入済額284万8千398円でした。

歳入合計は44億8千217万2千900円です。

続いて、歳出についてご説明をいたします。

130、131ページをごらんください。

第1款総務費は、第1項総務管理費から第4項趣旨普及費までで、職員人件費、一般管理費、介護認定審査会などで、支出済額9千889万7千13円でした。

第2款保険給付費は、第1項介護サービス等費から第4項特定入所者介護サービス費までの各種介護サービスに係る給付費で、支出済額40億2千905万632円でした。

第3款地域支援事業費は第1項介護予防・生活支援サービス事業費から第4項その他諸費まで、新総合事業に係る訪問型サービスや通所サービス事業費、地域包括支援センターなどの分で、支出済額1億7千980万5千376円でした。

第4款基金積立金は介護給付費準備基金への積立金で、3千677万8千290円。

第5款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金として第1号被保険者保険料還付金と国及び県などへの償還金、そして第2項繰出金は一般会計繰出金への繰出金で、支出済額3千683万7千63円でした。

歳出合計43億8千136万8千374円です。

以上、よろしく願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、日程第9、認定第4号 平成30年度清須市下水道事業特別会計決算認定について及び日程第11、認定第6号 平成30年度清須市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての2議案について、建設部長より内容の説明を求めます。

永淵建設部長。

< 建設部長（永淵 貴徳君）登壇 >

建設部長（永淵 貴徳君）

建設部長の永淵でございます。よろしく願いいたします。

提出案件の4ページをお開きください。

認定第4号 平成30年度清須市下水道事業特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度清須市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

平成30年度清須市歳入歳出決算書の150ページ、151ページをごらんください。

歳入について、主な内容をご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金は下水道事業の受益者の分担金・負担金で、収入済額5千674万7千円となりました。

2 款使用料及び手数料は下水道使用料等で、収入済額1億3千577万4千761円となりました。

3 款国庫支出金は公共下水道の汚水・雨水整備事業費の国庫補助金で、収入済額4億8千9万円でございます。

4 款繰入金は一般会計からの繰り入れで、収入済額9億3千937万円でございます。

5 款繰越金は前年度繰越金で、収入済額1億1千429万4千524円でございます。

6 款諸収入は、消費税及び地方消費税の還付金等で、収入済額6千646万3千178円でございます。

7 款市債、公共下水道事業債及び流域下水道事業債で、収入済額5億4千480万円でございます。

歳入合計、収入済額の合計は23億3千753万9千463円でございます。

次に、152ページ、153ページをお開きください。

支出について主な内容をご説明申し上げます。

1 款総務費、総務管理費で、支出済額3億1千65万2千353円でございます。

2 款下水道建設費は、汚水事業といたしまして、西枇杷島町大野、鍋片三丁目地区など約17ヘクタールを整備いたしました。雨水事業といたしましては、豊田川・堀江ポンプ場のストックマネジメント事業、西清洲ポンプ場の用地買収、二ツ杵幹線の建設工事等を施工いたしました。支出済額は13億8千850万9千110円でございます。

3 款公債費は償還金元金、償還金利子で、支出済額4億3千325万8千206円でございます。

4 款諸支出金は一般会計への繰出金といたしまして、支出済額9千206万1千円でございます。

す。

歳出合計は、支出済額 2 億 2 千 4 4 8 万 6 6 9 円でございます。

歳入歳出差引残額は 1 億 1 千 3 0 5 万 8 千 7 9 4 円でございます。

なお、この残金は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による清須市下水道事業会計へ引き継がれました。

以上で、下水道事業の決算の報告を終わらせていただきます。

続きまして、認定第 6 号、平成 3 0 年度清須市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてご説明いたします。

提出案件の 6 ページをお開きください。

認定第 6 号 平成 3 0 年度清須市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、平成 3 0 年度清須市水道事業会計決算に伴う剰余金を別冊平成 3 0 年度清須市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 3 0 年度清須市水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

清須市長 永田純夫

別冊の平成 3 0 年度清須市水道事業会計決算書、2 ページ、3 ページをお開きください。

水道事業決算報告書について、主な内容をご説明申し上げます。

（1）収益的収入及び支出についてご説明をいたします。

収益的収入につきましては水道料等の水道事業収益で、決算額 2 億 3 千 8 1 3 万 4 千 7 5 9 円となりました。

収益的支出につきましては、県水・受水費用など水道事業費用で、決算額 2 億 1 千 3 5 7 万 6 千 7 4 円となりました。

4 ページ、5 ページをお開きください。

（2）資本的収入及び支出についてご説明をいたします。

資本的収入につきましては給配水工事負担金と県補助金で、決算額 2 千 9 5 2 万 4 千 6 9 9 円となりました。

次に、資本的支出につきましては配水管布設工事費等で、決算額は 1 億 3 千 3 9 5 万 2 千 2 0 8 円でございます。

資本的収入が資本的支出額に不足する額1億442万7千509円は、過年度分消費税資本的収支調整額509万9千361円及び過年度分損益勘定留保資金9千932万8千148円で補填をいたしました。

次に、損益計算書についてご説明をいたします。

6ページをお開きください。

営業収益につきましては、1の営業収益が2億158万2千628円、2の営業費用が1億8千971万2千829円で、差し引き1千186万9千799円の営業利益となっております。

次に、営業外収益についてご報告をいたします。

3の営業外収益が2千57万8千398円、4の営業外費用が1千148万3千352円で、差し引き909万5千46円が営業外利益となっております。

営業利益と営業外利益を合わせた経常利益は2千96万4千845円となり、当年度純利益は2千96万4千845円となりました。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金685万798円を合わせ、当年度末処分利益剰余金といたしまして2千781万5千643円となりました。

次に、剰余金処分計算書(案)についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

平成30年度末の未処分利益剰余金は2千781万5千643円でございます。

議会の議決による処分金は、建設改良積立金の積み立て等に2千万円を積み立て処分し、処分後の未処分利益剰余金は781万5千643円になります。

以上で、水道事業の決算の報告を終わります。

議長(久野 茂君)

ここで11時まで休憩といたします。

( 時に午前10時48分 休憩 )

( 時に午前11時00分 再開 )

議長(久野 茂君)

休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第12、議案第42号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案、日程第13、議案第43号 清須市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案及び日程第14、議案第44号 清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

の3議案について、企画部長より内容の説明を求めます。

宮崎企画部長。

＜ 企画部長（宮崎 稔君）登壇 ＞

企画部長（宮崎 稔君）

企画部長の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

提出案件の7ページをお開きください。

議案第42号について説明いたします。

議案第42号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、創設される会計年度任用職員の給与等に関する事項を定める必要があるからです。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。この会計年度任用職員の制度創設は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正をする法律に基づくもので、各地方公共団体によって任用・勤務状況等に関する取り扱いが不明確であった臨時非常勤職員の任用や服務規律等の整備を図り、正規職員と同様に、期末手当等の諸手当の支給を可能とするものでございます。

第3条では給与の内容、第4条から第18条まではフルタイム会計年度任用職員の給料や諸手当、第19条から第30条まではパートタイム会計年度任用職員の報酬等についてそれぞれ規定をしております。

なお、給料表及び報酬の額につきましては、別表第4条関係のとおり、一般職の職に属する勤務職員の給与表を準用してまいります。

附則につきましては、令和2年4月1日から施行するものです。

次に、議案第43号について説明いたします。

21ページをお開きください。

議案第43号 清須市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるからです。

ページを1枚はねていただきまして、22ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例である第1条の清須市職員の分限の  
手続及び効果に関する条例から第8条の清須市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例まで  
のそれぞれの規定を整備するものでございます。

附則につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第44号について説明いたします。

27ページをお願いいたします。

議案第44号 清須市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係  
法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要があるか  
らです。

1枚はねていただきまして、28ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

この一部改正条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法  
律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人及び被保佐人が欠格  
条項から削除されることに伴い、関連条案の規定を整備するものでございます。

附則につきましては、令和元年12月14日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長（久野 茂君）

日程第15、議案第45号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案について、総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、提出案件の31ページをお願いいたします。

朗読します。

議案第45号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

それでは、32ページをお願いいたします。

内容のご説明をいたします。

今回の改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の一部改正によるもので、この改正により、日本工業規格が日本産業規格と名称が改まることにより、文言の整理を行うものです。

条例の別表第9の7の項中にある文言を「日本産業規格」に改めるものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（久野 茂君）

日程第16、議案第46号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 >

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。

提出案件の 33 ページをお願いいたします。

議案第 46 号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、住民基本台帳法施行令の一部改正に鑑み、印鑑登録証明書の記載事項に係る規定の整備等を行う必要があるからです。

34 ページをお願いいたします。

今回の条例案につきましては、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、旧氏による印鑑を登録できるようにするとともに、心と体の性が一致しない性同一性障害や性別違和を感じている性的マイノリティに悩む方たちに配慮し、印鑑登録証明書の記載事項から性別表記を削除するものでございます。

主な改正内容をご説明いたします。

第 5 条関係の改正内容は、登録できる印鑑として旧氏を追加するとともに、引用条項を整理するものでございます。

第 6 条関係の改正内容は、印鑑登録原票への登録事項として旧氏を追加し、男女の別、性別表記を削除するものでございます。

第 11 条関係の改正内容は、旧氏の記載に係る規定の追加でございます。

第 13 条関係の改正内容は、印鑑登録証明書への記載事項として旧氏を追加し、男女の別、性別表記を削除するものでございます。

附則 この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行いたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

日程第 17、議案第 47 号 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第 18、議案第 48 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を求める条例の一部を改正する条例案、日程第 19、議案第 49 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案及び日程第



20、議案第50号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の4議案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

河口健康福祉部長。

< 健康福祉部長（河口 直彦君）登壇 >

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口でございます。よろしくお願いいたします。

提出案件の35ページをお願いいたします。

議案第47号 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の償還等に係る規定を整理する必要があるからです。

ページを1枚はねていただきまして、36ページをお願いいたします。

主な説明をさせていただきます。

清須市災害弔慰金の支給等に関する規定において、引用している災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されたことにより条項ずれを整理するもので、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第48号の説明をさせていただきます。

37ページをお願いします。

議案第48号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一

部改正に伴い、満3歳以上の小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である者に関する副食の提供に要する費用の取り扱いの変更等に関し、必要な事項を定める必要があるからです。

ページを1枚はねていただきまして、38ページをお願いします。

主な内容を説明させていただきます。

今回、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、子どものための教育・保育給付に係る用語である「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改正するとともに、39ページの第13条では、特定教育・保育施設は第1項で3歳未満の利用負担額を引き続き徴収できるとともに、また、第4項第3号のアでは、3歳以上の幼稚園・保育園等を利用する年収約360万円未満相当世帯の子ども、そして、イでは、第3子以降の子どもの副食の徴収をできないとしています。

また、43ページをお願いします。

第42条関連では、特定地域型保育事業者は、必要な教育・保育が継続的に提供できるよう連携・協力を行い、認定こども園、幼稚園または保育所を適切に確保しなければならないが、第2項の次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、市長は連携施設の確保義務を緩和、または第8項では免除できるとの改正内容となります。

47ページでは、附則第7項中で連携施設の確保が著しく困難な場合の経過措置が5年から10年に延長されました。

なお、今回の条例改正は、国が定める遵うべき基準及び参酌すべき基準に沿った改正によるものです。

附則第1項では、この条例は、令和元年10月1日から施行することとし、第2項で、条例施行前の食事の提供については、従前の例によるものです。

続きまして、議案第49号を説明させていただきます。

49ページをお願いします。

議案第49号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

#### 提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

ページを1枚はねていただきまして、50ページをお願いします。

主な内容を説明します。

今回、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、子どものための教育・保育給付に係る用語の「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」に改正されたことにより、規定を整理するもので、令和元年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第50号を説明させていただきます。

51ページをお願いします。

議案第50号 清須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

#### 提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修に指定都市の長が指定する研修を加え、資格要件を拡大するため必要があるからです。

ページを1枚はねていただきまして、52ページをお願いします。

主な内容を説明します。

今回、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の認定のための研修に新たに指定都市の長が実施する研修が加えられ、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたことにより、例規整備を行うもので、公布の日から施行するものです。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議 長（久野 茂君）

日程第21、議案第51号 清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案及び日程第22、議案第52号 清須市下水道条例の一部を改正する条例案の2議案について、建設部長より内容の説明を求めます。

永渕建設部長。

< 建設部長（永渕 貴徳君）登壇 >

建設部長（永渕 貴徳君）

建設部長の永渕でございます。よろしくお願いいたします。

提出案件の53ページをお開きください。

議案第51号 清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

提案理由でございます。

この案を提出するのは、水道法の一部改正による指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入に伴い、指定給水装置工事事業者更新手数料を定める必要があるからでございます。

はねていただきまして、54ページをお願いいたします。

清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

清須市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第33条第3号を同条第4号とし、同条2号の次に次の1号を加える。

3号 指定給水装置工事事業者更新手数料1件につき7千円。

附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、提出案件の55ページをお開きください。

議案第52号 清須市下水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、愛知県下水道協会が排水設備工事責任技術者の登録業務を統一して実施することに伴い、規定を整備する必要があるからでございます。

はねていただきまして、56ページをお願いいたします。

清須市下水道条例の一部を改正する条例案

清須市下水道条例の一部を次のように改正する。

趣旨といたしましては、排水設備責任技術者の登録業務は、これまで各市町でそれぞれ登録を行ってまいりましたが、愛知県下水道協会が一括して登録業務を行うこととなりましたので、条例の第6条と第27条の責任技術者の登録に係る条文を整理するものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（久野 茂君）

日程第23、議案第53号 清須市立幼稚園授業料等条例を廃止する条例案について、教育部長より内容の説明を求めます。

加藤教育部長。

< 教育部長（加藤 秀樹君）登壇 >

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、提出案件57ページをお願いします。

議案第53号 清須市立幼稚園授業料等条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法施行令の一部改正による子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化に伴い、市立幼稚園の授業料等に係る条例を廃止する必要があるからです。

はねていただきまして、58ページをお願いします。

主な改正内容をご説明します。

子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、利用者負担上限額の無償化に伴い、条例を廃止するものです。

附則第1項 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

第3項で、清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部改正により、市立幼稚園の預り保育料を規定するものです。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

日程第24、議案第54号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第4号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。

それでは、令和元年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

議案第54号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度清須市の一般会計補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8千33万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ269億6千161万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページをお願いいたします。

歳入の主な内容をご説明いたします。

交付額の決定に伴い、第9款地方特例交付金は1千13万5千円を増額し、第10款地方交付税は5億8千561万2千円を増額いたしました。

第14款国庫支出金は、子育てのための施設等利用給付交付金で27万円の追加の一方、社会資本整備総合交付金の道路事業と河川事業とで7千563万4千円を減額し、合計7千536万4千円減額するものです。

第15款県支出金は、子育て支援施設等利用給付費負担金と幼児教育・保育無償化導入支援事業費補助金により291万5千円を増額するものです。

第17款寄附金は社会福祉寄附金で、10万円を増額するものです。

第18款繰入金については特別会計繰入金で、決算余剰金を精算するため1億1千137万4千円を増額し、基金繰入金は、現在までに予定していた財政調整基金の繰り入れを取りやめるため、6億8千100万円を減額いたしました。

第19款繰越金は前年度繰越金で、5億5千972万円を増額いたしました。

第20款諸収入は、幼児教育・保育無償化に伴い母子通園施設利用料16万円を減額するものです。

第21款市債では、国庫補助金の減額確定により、財源対策として土木債を6千700万円増額することといたしました。

右のページをお願いいたします。

歳出の主な内容をご説明いたします。

第2款総務費では基金管理費で、今後の財政需要を考慮し、福祉基金に1億10万円、子ども育み施設基金と都市計画施設基金に各1億円、環境衛生施設等基金に2億円を、また財政調整基金に7千691万円を積み立てることといたしました。

第3款民生費では、幼児教育・保育無償化に関連して子ども・子育て支援費332万2千円追加することといたしました。

なお、土木費では、国庫補助金の確定による市債等の増額による財源組み替えとなっております。

4ページをお願いいたします。

市債の補正です。先ほども説明いたしましたが、国庫補助金の減額による財源対策として、船橋橋整備事業債、雨水貯留施設整備事業債の限度額をそれぞれ2千300万円、4千400万円増額補正するものでございます。

一般会計補正予算案については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（久野 茂君）

日程第25、議案第55号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案及び日程第27、議案第57号 令和元年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案の2議案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 >

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。

国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を説明いたします。

補正予算書及び説明書の19ページをお願いいたします。

議案第55号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千950万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億251万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

20ページをお願いいたします。

歳入の内容を説明いたします。

第7款繰越金は、平成30年度決算によるもので、6千950万1千円を増額いたします。

右側21ページをお願いいたします。

歳出を説明いたします。

第8款諸支出金は、30年度国庫支出金の精算による償還金30万6千円と一般会計への繰出金6千919万5千円を増額いたします。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を説明いたします。

補正予算書及び説明書の43ページをお願いいたします。

議案第57号 令和元年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和元年度清須市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千236万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2千435万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

44ページをお願いいたします。

歳入を説明いたします。

第3款繰越金は、平成30年度決算によるもので、補正額は3千236万4千円を増額いたします。

右側45ページをお願いいたします。

歳出を説明いたします。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、医療保険料等負担金を精算するため、1千988万4千円を増額いたします。

第3款諸支出金では、一般会計への繰出金として1千248万円を増額いたします。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（久野 茂君）

日程第26、議案第56号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

河口健康福祉部長。

< 健康福祉部長（河口 直彦君）登壇 >

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口でございます。

それでは、補正予算書及び説明書の31ページをお願いします。

議案第56号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億80万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7千227万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

32ページをお願いします。

歳入の説明をさせていただきます。

第8款繰越金、補正額1億80万3千円の増額で、前年度決算に伴う繰越金でございます。

33ページをお願いします。

歳出の説明をさせていただきます。

第4款基金積立金、補正額4千731万4千円の増額、介護給付費準備基金積立金でございます。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、補正額2千379万円の増額、国庫など前年度精算に伴う返還金でございます。

第2項繰出金、補正額2千969万9千円の増額、一般会計繰入金の精算分でございます。

以上、よろしくをお願いします。

議長（久野 茂君）

日程第28、報告第4号 平成30年度清須市決算の健全化判断比率等について及び日程第29、報告第5号尾張土地開発公社平成30年度決算に関する書類についての2案件について、総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。よろしくお願いたします。

それでは、提出案件の59ページをお願いいたします。

報告第4号 平成30年度清須市決算の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、当該決算の健全化判断比率及び資金不足比率に監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

それでは、はねていただきまして、60ページをお願いいたします。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計決算の実質収支が黒字であるため、比率は表示されません。

また、実質公債費比率は2.0%で、早期健全化基準を下回っており、将来負担比率について

は、現時点で想定される将来負担額の財源が確保されていますので、比率は表示されません。

61ページをお願いいたします。

監査委員の平成30年度清須市健全化判断比率審査意見書でございます。

総合意見としまして、書類はいずれも適正に作成されているものと認められるという結果でございます。

63ページをお願いいたします。

平成30年度清須市決算の資金不足比率についてでございます。

水道事業会計及び下水道事業特別会計決算は、資金不足となっていないため、利率は表示されません。

64ページをお願いいたします。

監査委員の平成30年度清須市資金不足比率審査意見書でございます。

総合意見としまして、書類はいずれも適正に作成されているものと認められるという結果でございます。

以上でございます。

続きまして、65ページをお願いいたします。

報告第5号 尾張土地開発公社平成30年度決算に関する書類について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、尾張土地開発公社の平成30年度決算に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和元年9月2日提出

清須市長 永田純夫

それでは、別冊の平成30年度尾張土地開発公社決算書の2ページをお願いいたします。

尾張土地開発公社の平成30年度決算の主な内容をご説明いたします。

公社の取得面積は3千519.40平方メートルで、取得金額が2億8千107万7千206円、処分面積は5千723.29平方メートルで、処分金額は4億4千538万3千294円でした。

次に、4ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の決算額は、収入が4億4千995万495円、支出が4億4千751万9千168円でした。

次に、5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の決算額は、収入、支出ともに7億2千646万500円でした。

会社の決算書については以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（久野 茂君）

それでは、報告第4号及び報告第5号について、これから質疑を受けますが、挙手をした順に質疑を行っていただきます。

最初に、日程第28、報告第4号 平成30年度清須市決算の健全化判断比率等について、質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

それでは、これで報告第4号についての質疑を終了いたします。

次に、日程第29、報告第5号 尾張土地開発公社平成30年度決算に関する書類について、質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

それでは、これで報告第5号についての質疑を終了いたします。

日程第30、発議第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者であります小崎議員より、提案理由及びその内容の説明を求めます。説明は、発言席でお願いいたします。

小崎議員。

< 8番議員（小崎 進一君）登壇 >

8番議員（小崎 進一君）

議席8番、小崎進一でございます。

発議第2号の意見書（案）の内容について説明させていただきます。

発議第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

このことについて、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和元年9月2日

提出者 清須市議会議員 小崎進一

賛同者 清須市議会議員 成田義之、白井 章、八木勝之、加藤光則、野々部 享、飛永勝次、大塚祥之

はねていただきまして、意見書（案）を朗読し、提案理由を説明させていただきます。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）  
未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では、子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校など、子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。

また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、1人1人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

また、政府予算において、新学習指導要領の円滑な実施に向け、小学校専科指導の充実などのために1千210人の加配措置による教職員定数改善が盛り込まれたものの、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、大変不満の残るものとなった。

現在、新学習指導要領の移行期間となり、小学校での外国語教育については、学習内容や授業時間数の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっているという声大きい。子どもたち1人1人の指導の充実のためには、専門的な知識や指導方法を身につけた小学校専科教員の全校配置が必要である。

また、少人数学級は、地域・保護者からも1人1人の子どものきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。

山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算

を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年〇月〇日

清須市議会

内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛

以上でございます。

議員各位におかれましては、慎重にご審議の上、発議第2号についてはご賛同いただきますようお願いをして、説明を終わります。

議長（久野 茂君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

早朝よりご苦労さまでした。

これをもちまして、本日は散会といたします。

（ 時に午前11時50分 散会 ）